

バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十七年における適用の停止を定める政令(案) 参照条文

◎ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (抄)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成二十七年までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)&及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本の譲許表に定める税率(第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいづれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十七年において、飼料用麦(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの(以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。))に係る輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。))の効力発生の日(以下「協定発効日」という。))から一年を経過した日以前の期間に係るものに限る。)&及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。))を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの
- 二 関税率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二一号の一及び二の(二)、第〇四〇二・二九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・一〇号、第〇四〇五・二〇号及び第〇四〇五・九〇

号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三〇六（省 略）

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4〇8（省 略）

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法の別表の番号	品名	税率
〇四・〇五 〇四〇五・一〇	<p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド</p> <p>バター</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>この号の(2)及び(2)並びに第〇四〇五・九〇号の(2)に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八・一トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p>	<p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p>

〇四〇五・二〇	共通の限度数量以内のもの デイリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三五%
〇四〇五・九〇	その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	三五%

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法 別表の番号	品名	税		率			
		税	率	率	率		
		平成七年四月 一日から平成 八年三月三一 日までに輸入 されるもの	平成八年四月 一日から平成 九年三月三一 日までに輸入 されるもの	平成九年四月 一日から平成 一〇年三月三 一 日までに輸 入されるもの	平成一〇年四 月一日から平 成一一年三月 三 一 日までに の輸入されるもの	平成一一年四 月一日から平 成一二年三月 三 一 日までに の輸入されるもの	平成一二年四 月一日から平 成一二年三月 三 一 日までに の輸入されるもの

○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド								
○四〇五	バター								
・一〇	一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち								
	別表第一第〇四〇五・一〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの	三四・一%及 び一キログラ ムにつき二〇 四円	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一九 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一九 四円	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一八 九円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一八 四円	二九・八%及 び一キログラ ムにつき一七 九円		
	二 その他のものうち								
	別表第一第〇四〇五・一〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの	三四・一%及 び一キログラ ムにつき二四 〇円	三三・三%及 び一キログラ ムにつき二三 四円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき二二 八円	三一・五%及 び一キログラ ムにつき二二 二円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき二一 六円	二九・八%及 び一キログラ ムにつき二一 〇円		
○四〇五	デリースプレッドのうち								
・二〇	別表第一第〇四〇五・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一%及 び一キログラ ムにつき二〇 四円	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一九 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一九 四円	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一八 九円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一八 四円	二九・八%及 び一キログラ ムにつき一七 九円		
○四〇五	その他のもの								
・九〇	一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち								
	別表第一第〇四〇五・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一%及 び一キログラ ムにつき二〇 四円	三三・三%及 び一キログラ ムにつき一九 九円	三二・四%及 び一キログラ ムにつき一九 四円	三一・五%及 び一キログラ ムにつき一八 九円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき一八 四円	二九・八%及 び一キログラ ムにつき一七 九円		

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	一〇～一		二			
		税	率	税	率		
（省略）	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、 第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五 ・九〇号の一に掲げる物品	平成七年四月 一日から平成 八年三月三一 日までに輸入 されるもの	一・四%及 び一キログラ ムにつき三七 六円六七銭	三三・一%及 び一キログラ ムにつき二四 〇円	二 その他のものうち 別表第一第〇四〇五・ 九〇号の二に掲げる税 率の適用を受けるもの 以外のもの		
		平成八年四月 一日から平成 九年三月三一 日までに輸入 されるもの	一・一%及 び一キログラ ムにつき三六 七円	三三・三%及 び一キログラ ムにつき二三 四円			
		平成九年四月 一日から平成 一〇年三月三 一日までに輸 入されるもの	一〇・八%及 び一キログラ ムにつき三五 七円三三銭	三二・四%及 び一キログラ ムにつき二二 八円			
		平成一〇年四 月一日から平 成一一年三月 三一日までに 輸入されるもの	一〇・五%及 び一キログラ ムにつき三四 七円六七銭	三一・五%及 び一キログラ ムにつき二二 二元			
		平成一一年四 月一日から平 成一二年三月 三一日までに 輸入されるもの	一〇・二%及 び一キログラ ムにつき三三 八円	三〇・七%及 び一キログラ ムにつき二一 六円			
		平成一二年四 月一日から平 成一二年三月 三一日までに 輸入されるもの	九・九%及 び一キログラ ムにつき三二 八円三三銭	二九・八%及 び一キログラ ムにつき二一 〇円			
関税率表第〇四〇五・一〇号の二又 は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる		一・四%及 び一キログラ ムにつき三七 六円六七銭	一・一%及 び一キログラ ムにつき三六 七円	一〇・八%及 び一キログラ ムにつき三五 七円三三銭	一〇・五%及 び一キログラ ムにつき三四 七円六七銭	一〇・二%及 び一キログラ ムにつき三三 八円	九・九%及 び一キログラ ムにつき三二 八円三三銭

二九 ~ 三二	
(省略)	物品
	三円 ムにつき四四
	一円六七銭 ムにつき四三
	〇円三三銭 ムにつき四二
	九円 ムにつき四〇
	七円六七銭 ムにつき三九
	円三三銭 ムにつき三八